

令和2年9月15日
中部近畿産業保安監督部

株式会社ミカド電設に対する報告徴収について

中部近畿産業保安監督部は、株式会社ミカド電設（法人番号 5220001008404）に対し、令和2年9月15日付けで電気工事業の業務の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づき報告を求めました。

令和2年8月25日に発生した電気事故に係る調査を行う中で、当該電気工事業者が第二種電気工事士を電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第21条第1項に規定する自家用電気工事の作業に従事させた疑いが認められたため、同法第29条第1項の規定に基づき、立入検査を実施した結果、同法第21条第1項の規定に違反することを確認しました。

このため、同法第29条第1項の規定に基づき、次の事項の報告を指示しました。

1. 貴社全ての第二種電気工事士が行った自家用電気工作物に係る電気工事の作業の有無（本社営業所及び富山営業所の平成27年度～令和2年度直近までの電気工事を対象）（同法第21条第1項違反）
2. 1. で有の場合は、当該電気工事の詳細
3. 2. の当該電気工事が違反に至った理由及び経緯
4. 3. の事項についての再発防止対策

(本件に関する問い合わせ先)

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 藤木
担当 成瀬

TEL：076-432-5580(直通)